

最低賃金法違反の疑いで書類送検

～ 2 か月分の賃金不払いの疑い～

名古屋北労働基準監督署（署長 橋本 享）は、令和 7 年 10 月 23 日、下記の被疑者を最低賃金法違反の疑いで名古屋区検察庁に書類送検した。

記

1. 被疑者

株式会社 P - L i v e ほか 1 名

（所在地：愛知県名古屋市中区新栄 事業内容：小売業）

2. 被疑条文

最低賃金法第 4 条第 1 項（最低賃金の効力）

最低賃金法第 40 条（罰則）

最低賃金法第 42 条（両罰規定）

3. 被疑内容

最低賃金法では、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないことが規定されているが、被疑者は、労働者 1 名に対する令和 6 年 12 月分及び令和 7 年 1 月分の賃金を、それぞれの所定支払日に支払わず、このことによって最低賃金法で定める地域別最低賃金額以上の定期賃金を支払わなかった疑いがあるもの。

4. 参考事項

（1）賃金不払における被害額

労働者 1 名に対する定期賃金の不払総額は、389,674 円である。

（2）愛知県最低賃金

1 時間 1,077 円

（令和 6 年 10 月 1 日からの適用額）

5. 関係法条文

○最低賃金法（昭和 34 年 4 月 15 日法律第 137 号）

（最低賃金の効力）

第 4 条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

（第 2 項～第 4 項 略）

（罰則）

第 40 条 第 4 条第 1 項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、50 万円以下の罰金に処する。

第 42 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前 3 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。